

平成 28 年 3 月 17 日

会員各位

一般社団法人千葉県薬剤師会  
医療・介護保険委員会  
委員長 永島潤一

### 適正な薬学管理料の算定と患者説明について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、平成 28 年度に調剤報酬が改定されます。今回の改定は薬物療法の有効性・安全性をより確保するため、特に薬学的管理料の充実が図られています。具体的には、かかりつけ薬剤師指導料、かかりつけ薬剤師包括管理料などが新設され、薬剤服用歴管理指導料、重複投薬・相互作用等防止加算（平成 27 年度までは重複投薬・相互作用防止加算）、服薬情報等提供料などの算定要件が変更されています。平成 28 年度改定は調剤報酬の変革期ともいえることから、基本的な算定要件を把握し、適正な保険調剤に努められるようお願い申し上げます。また、患者様より保険制度に関する質問があった際には、ご理解が得られるよう懇切丁寧なご説明をお願い申し上げます。